

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年2月10日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

AIチャットボットサービスによる問合せ対応システム導入業務委託

(2) 業務内容

AIチャットボットサービスによる問合せ対応システム導入業務委託（以下「本業務委託」という。）は、区が実施する行政サービスに関する区民からの問合せ対応を一部自動化することにより、区民サービスの向上及び区業務の効率化を図ることを目的として実施するものである。

応募申し込みは事業者ごととし、応募者からの企画提案書等の内容に基づき総合的に審査、選定する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

ただし、契約については令和3年度の予算配当があることを条件とする。

また、令和4年度及び令和5年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

2 参加資格

応募事業者は、本業務委託に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、東京電子自治体共同運営における格付けにおいて営業種目「情報処理業務」の登録があること。
- (4) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案限度価格

令和3年度 3,830,000円（税込み）

※ この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※ 本業務委託は、議会の議決を経て令和3年度当初予算の配当を条件として

契約する。

- ※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 受託候補者を選定するための審査基準

(1) 申込時における注意事項の遵守

応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁か

(2) 応募理由等

受託にあたって、応募理由、強み、熱意、取組意欲が明確か

(3) 取組方針

本業務委託の内容を十分に理解した上での提案がなされているか

(4) 業務の安定的な遂行

業務実績、実施体制が十分であるか

(5) 企画提案の内容

サービス要件一覧に記載した項目や追加提案項目において有用な機能の提案があるか

(6) プレゼンテーション全般

プレゼンテーション、デモンストレーション、質疑応答が良好か

(7) 見積り金額

見積り金額は実施内容に応じたものか

6 提案書の審査方法

参加表明をし、提案書を提出した事業者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、事業者を決定する。

ただし、応募事業者が6者以上の場合は、第1次評価として、受託者選定に係る審査基準を基に提案書について書類選考を行う。

応募事業者が5者以下の場合は第1次評価を省略する。

7 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区政策経営部経営改革・官民連携担当課

(世田谷区役所第1庁舎3階 31番窓口)

電話：03-5432-2040

(2) 募集要項の交付の期間、場所及び方法

期間：令和3年2月10日(水)～2月24日(水)

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開(※ダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

期限：令和3年2月24日（水）（正午まで必着）

場所：上記（1）の担当部課窓口

方法：持参、郵送または電子メール

※ 区は郵送等の事故による責任を負わない。

※ 電子メールによる提出を希望する場合は上記（1）の担当部課に連絡すること。

（4）応募申込書・提案書の提出の期限、場所及び方法

期限：令和3年3月24日（水）（正午まで必着）

場所：上記（1）の担当部課窓口

方法：持参、郵送または電子メール

※ 区は郵送等の事故による責任を負わない。

※ 電子メールによる提出を希望する場合は上記（1）の担当部課に連絡すること。

8 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除

（3）契約書作成の要否 要

（4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5）提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 世田谷区政策経営部経営改革・官民連携担当課

（7）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（8）本件の成果物の著作権は区に帰属する。

（9）区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

（10）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

（11）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。

（12）提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。

（13）提出された提案書は返還しない。

（14）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

（15）提案書の提出後に参加資格の要件に該当しないこととなった者は提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（16）本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。

（17）詳細は募集要項による。